# 令和８年度シン･いばらきメシ総選挙 2026 受賞グルメ等プロモーション業務委託契約書（案）

シン・いばらきメシ総選挙実行委員会（以下「甲」という。）と＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「乙」という。）とは、令和８年度シン・いばらきメシ総選挙 2026 受賞グルメ等プロモーション業務委託について、次の条項により委託契約を締結する。

（委託業務）

第１条　甲は、次の業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

(1)　委託業務名　　令和８年度シン・いばらきメシ総選挙 2026 受賞グルメ等プロモーション業務委託

(2)　委託業務の内容　令和８年度シン・いばらきメシ総選挙 2026 受賞グルメ等プロモーション業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3)　履行期間　　契約締結日から令和９年３月 12 日まで

（委託業務の実施）

第２条　乙は、委託業務を実施するに当たっては、仕様書に従って行わなければならない。仕様書が変更された場合も同様とする。

２　前項のほか、乙は、委託業務の実施方法について、甲の指示に従わなければならない。

（委託料等）

第３条　甲は、委託業務に要する費用（以下「委託料」という。）として、金＿＿＿＿＿＿＿＿円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額＿＿＿＿＿＿＿＿円を含む。）を超えない範囲内で乙に支払うものとする。

（委託料の支払）

第４条　甲は、前条に規定する委託料を、委託業務が終了し、第13条の規定による合格の通知をした後、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第６条に基づき、乙から適法な支払請求を受けた日から30日以内に、委託料を乙に支払うものとする。

２　甲の責めに帰する事由により、前項の期限内に支払がなかった場合は、乙は、その請求金額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てた額）の遅延利息を甲に請求することができる。

３　第１項の規定にかかわらず、甲は、乙の請求により、業務実施のため必要があると認められる金額については、委託料の90パーセント以内の額を概算払することができる。

４　乙は、前項の概算払を請求するときは、概算払請求書（別紙様式１）に概算払を必要とする理由及び所要見込額を記載した書類を添付して甲に提出するものとする。

（契約保証金）

第５条　契約保証金は委託料の 100 分の 10 とする。ただし、茨城県財務規則（平成５年茨城県規則第 15 号）第 138 条第２項の各号のいずれかに該当する場合は、全部又は一部を免除する。

（権利、義務の譲渡禁止）
第６条　乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の承認を受けた場合は、この限りではない。

（再委託等の制限）
第７条　乙は、この委託業務の達成のため、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

（秘密の保持）
第８条　乙は、委託業務の実施に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後についても同様とする。
２　乙は、乙の従業者に対して、前項の義務を遵守させるために必要な措置を講ずるものとする。

（目的外使用等の禁止）
第９条　乙は、契約締結以前から乙が保有する著作物、アイデア、ノウハウ等及び汎用的に利用可能な著作物、アイデア、ノウハウ等（公開情報のみを基に作成した資料を含む）を除き、委託業務の内容（委託業務の遂行の過程において得られた記録等を含む。）や成果を他の用途に使用し、又は第三者に提供してはならない。この契約が終了し、又は解除された後についても同様とする。

（委託業務の中止等）
第10条　乙は、やむを得ない事由により、委託業務の遂行が困難となったときは、その事由及び経過を記載した文書を甲に提出し、その指示を受けなければならない。
２　甲は、前項の文書が提出されたときは、乙と協議の上、契約の解除又は一部の変更を行うものとする。
３　前項の規定により契約を解除したときは、第４条第１項及び第２項、第13条の規定に準じて精算するものとする。

（業務内容の変更等）
第11条　甲は、必要があると認めるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託料、履行期間その他この契約の内容を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。
２　乙は、前条第１項に規定する場合を除き、仕様書に記載された委託業務の内容を変更しようとするときは、その旨を文書により甲に申し出て、その承認を受けなければならない。ただし、この規定に関わらず、甲が業務の実施について改善をする必要を認めたときは、その改善事項を乙に指示することができるものとする。

（事情変更による契約内容の変更）
第12条　この契約の締結後において、天災事変その他の不測の事態に基づく経済状勢の変動により、契約内容が著しく不適当と認められるに至ったときは、甲乙協議のうえ、委託料、履行期間その他この契約の内容を変更することができる。

（完了報告等及び検査等）
第13条　乙は、委託業務のすべてが終了したときは、委託業務完了報告書（別紙様式２。以下「報告書」という。）及び成果品を委託業務終了の日から起算して10日以内に甲に提出しなければならない。この場合において、第４条第３項の規定による概算払を受けたときは、併せて概算払精算書

（別紙様式３）を添付するものとする。
２　甲は、前項の規定により報告書及び成果品の提出を受けたときは、遅滞なく当該業務がこの契約の内容に適合するものであるかどうかを検査するものとする。
３　乙は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、補正完了報告書及び補正した成果品を甲に提出しなければならない。
４　第２項の規定は、甲が前項の規定により補正完了報告書及び補正した成果品の提出を受けた場合について準用する。
５　甲は、第２項（前項において準用する場合を含む）の検査の結果合格と認めた場合は、委託料の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

（個人情報の保護）
第14条　乙は、委託業務を実施するため個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第２項において準用する同条第１項及び第67条の規定の遵守に関し必要な措置を講ずるほか、別記特記事項を遵守しなければならない。

（事故発生時の報告）
第15条　乙は、委託業務を実施するに当たり、常に事故の防止に努めるとともに、事故の発生を知ったときは、その事故発生の帰責のいかんを問わず、直ちにその旨を甲に報告し、かつ応急措置を講じ、遅滞なく事故の報告書及び今後の対策方針を甲に提出しなければならない。
２　前項の場合において、甲は、公益上特に必要があると認めるときは、当該事故の内容を公表するものとする。

（一般的損害及び天災その他の不可抗力による損害）
第16条　委託業務の実施に当たって発生した乙の損害は、乙の負担とする。ただし、甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、その限度において甲がこれを負担するものとする。
２　乙がこの契約の履行に関して第三者に対して損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償するものとする。ただし、その損害のうち、甲の責めに帰するべき事由により生じたものについては、その限度において甲が負担するものとする。
３　第１項ただし書及び前項ただし書の規定により甲が負担すべき額は、甲乙協議により定めるものとする。

（甲の解除権）
第17条　甲は、乙に次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、直ちにこの契約を解除することができる。
(1)　この契約に違反したとき。
(2)　支払いの停止があったとき、又は仮差押、差押、競売、破産、民事再生手続の開始、会社更生手続の開始、若しくは特別清算開始の申立てを受けたとき。
(3)　銀行取引を停止されたとき。
(4)　手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
(5)　公租公課の滞納処分を受けたとき。
(6)　その他この契約の目的を達成することができないと甲が判断したとき。
２　甲は、前項の規定により契約を解除した場合において、乙が既に委託業務の一部を履行しているときは、その履行部分を検査のうえ、当該検査に合格した部分に相応する委託料を乙に支払い、その引渡しを受けることができる。
３　乙は、第１項の規定によりこの契約が解除された場合においては、委託料の10分の１に相当す

る額を違約金として甲の指定する期日までに支払わなければならない。
4　甲は、乙が前項の違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から支払の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てた額）の遅延利息を請求することができる。
5　第１項の規定によりこの契約が解除されたことによって乙又は第三者に生じた損害については、甲は賠償の責めを負わないものとする。

（乙の解除権）
第18条　乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
(1)　委託業務の内容が変更されたため、委託料の額が３分の２以上減少するに至ったとき。
(2)　委託業務の中止期間が３か月以上に及ぶとき又は履行期間の２分の１を超えたとき。
(3)　甲がこの契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となったとき。
2　乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、乙が既に業務の一部を履行しているときは成果品を納品し、その履行部分について甲の検査を受け、当該検査に合格した部分に相応する委託料を甲に請求することができる。

（解除に伴う措置）
第19条　乙は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、これを甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が乙の故意又は過失により滅失し、き損し、又は返還が不可能となったときは、乙は、代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。
2　前項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、甲乙協議して定める。

（損害賠償）
第20条　甲は、第17条第１項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙に対してその賠償を請求することができる。
2　この契約の履行に関し、乙の責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害が生じたときは、乙は、損害賠償の責めを負うものとする。

（契約不適合責任）
第21条　乙は、成果品が契約の内容に適合しないものであるときは、甲の検査に合格した成果品であっても、検査後１年間は、これを無償で手直しし、補強し、又は良品と取り替えなければならない。ただし、甲の責めに帰する事由によるものであるときは、この限りではない。
2　乙は、甲に対して前項に規定する瑕疵により生じた損害を賠償しなければならない。

（著作権）
第22条　この委託業務の成果品の著作権（著作権法第27条、第28条に定める権利を含む。）は、次項で定めるものを除き、すべて甲に帰属するものとする。
2　本業務に関わる第三者の意向により甲への著作権の引渡しが難しい場合、又はその性質上甲に著作権を帰属すべきでないものについては、別途甲乙にて協議の上、特約を交わすこととする。

（著作者人格権の不行使）
第 23 条　乙は、甲及び甲が認めた者の本件成果品の利用に対し著作者人格権を行使しないものとす

る。

（保証等）
第 24 条　乙は、甲に対し、本件成果品が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとする。
２　委託業務を実施する上で発生する権利関係の処理を巡って第三者との間で紛争が生じた場合は、乙が対応するものとし、これに関する一切の費用は、乙が負担するものとする。

（委託業務の報告等）
第25条　甲は、必要があると認めたときは、乙から委託業務の実施状況、委託費の使途その他必要事項について、報告を求め、又は実地に調査することができる。

（書類等の整備及び保管）
第26条　乙は、業務の実績を明らかにする帳簿及び証拠書類を整備し、主たる事務所に、業務が完了した日の属する会計年度の終了後５年間保存しなければならない。

（暴力団による不当介入があった場合の報告義務）
第27条　乙は、組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れのある関係者（暴力団等）から不法介入（不当要求又は納品等への妨害）を受けた場合は、その旨について、甲に対する報告を行わなければならない。

（管轄裁判所）
第28条　この契約に関し甲又は乙が訴訟等を提起するときは、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

（疑義の決定）
第29条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

令和８年　月　日

甲　住所　茨城県水戸市笠原町978番６
氏名　シン・いばらきメシ総選挙実行委員会
会長　大井川　和彦

乙　住所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

別記

# 特記事項

1　受託者の責務

委託業務を処理するに当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益の保護に十分留意して行うように努めること。

2　個人情報の収集の制限

委託業務を処理するために個人情報を収集するときは、委託業務の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

3　個人情報が記録された媒体の保管

個人情報が記録された媒体は、施錠可能な金庫に保管するなど、適切に保管すること。

4　不要情報の廃棄

委託業務を処理するために収集・作成した個人情報は、その者に係る事務が完結後速やかに復元又は判読が不可能な方法により廃棄し、その日時及び内容を甲に報告すること。

利用者に関する個人情報は、委託業務が完結し、甲から指示を受けたときは、速やかに廃棄すること。また、廃棄した旨を甲に対し書面をもって報告すること。

5　個人情報の目的外利用及び外部提供の禁止

委託業務を処理するため収集・作成した個人情報は、委託業務を処理するためにのみ利用するものとし、他の目的のために使用し、又は第三者に提供しないこと。

6　個人情報の複製等の制限

委託業務を処理するために個人情報の複製若しくは送信又は個人情報が記録された媒体の外部への送付若しくは持出しを行うときは、甲の承諾を受けなければならない。

7　個人情報についての事故報告

個人情報について外部への漏えいその他の事故が発生したときは、速やかに甲に報告し、その指示を受けること。

**別紙様式１（第４条関係）**

令和　　年　　月　　日

シン・いばらきメシ総選挙実行委員会
会長　大井川　和彦　殿

受託者　住　　所
商号又は名称
氏　　名

概算払請求書

令和８年度シン・いばらきメシ総選挙2026受賞グルメ等プロモーション業務委託契約書第４条第４項に基づき、委託料に係る概算払について、下記のとおり請求します。

記

１　金　　円

（請求額算定表）

| 区　　分 | 金　　額 |
|---|---|
| 委　託　料 | 円 |
| 概算払受領済額 | 円 |
| 今回請求額 | 円 |
| 残　　額 | 円 |

２　請求額の受領方法　　口座振替払・その他（　　）

| | |
|---|---|
| 振込先金融機関 | |
| 預金種別 | 普通・当座・その他 |
| 口座番号 | |
| フリガナ | |
| 口座名義 | |

（振込先金融機関は郵便局以外の金融機関を指定願います。）

３　概算払を必要とする理由

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

別紙様式２（第13条関係）

令和　　年　　月　　日

シン・いばらきメシ総選挙実行委員会
会長　大井川　和彦　殿

受託者　住　　所
商号又は名称
氏　　名

委託業務完了報告書

令和　年　月　日付で締結した委託契約に基づく委託業務について、下記のとおり実施したので委託契約書第13条第１項の規定により報告します。

記

１　業　務　名　　令和８年度シン・いばらきメシ総選挙2026受賞グルメ等プロモーション業務委託

２　履行期間　　令和　　年　　月　　日から　　令和　　年　　月　　日まで

３　委　託　料　　円

４　完了年月日　　令和　　年　　月　　日

５　業務の内容・成果
別添のとおり

６　収支決算書
別添のとおり

別紙様式３（第 13 条関係）

令和　　年　　月　　日

シン・いばらきメシ総選挙実行委員会
会長　大井川　和彦　殿

受託者　住　　所
商号又は名称
氏　　名

概算払精算書

| | |
|---|---|
| 概　算　額 | 円 |

| | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 精　算　額 | 千 | 百 | 十 | 億 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |

| | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 差　引　金　額 | 千 | 百 | 十 | 億 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |

上記のとおり証拠書類を添えて精算します。